平成２１年（フ）第１３１号
三重県伊勢市小俣町明野561番地23
債務者　東浦　静代
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
兵庫県加西市繁昌町232番地
債務者　西　純一郎
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１６２号
香川県高松市春日町1339番地６、旧住所香川県さぬき市津田町津田111番地
債務者　笠井　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４５８号
香川県東かがわ市三本松602番地１
債務者　平野　瑞希（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９９号
愛媛県今治市北高下町４丁目４番39号
債務者　原　　和年
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１００号
愛媛県今治市北高下町４丁目４番39号
債務者　原　　幸江
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２２７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字原町304番地３クレインハウス103号
債務者　井上　静好
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７６６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須110番地２―503号
債務者　永井　義樹
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７８７号
福岡市博多区浦田１丁目29番７号
債務者　池田　洋二
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７８８号
福岡市博多区浦田１丁目29番７号
債務者　池田　千年
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９１１号
福岡県筑後市大字山ノ井432番地１―210号
債務者　栗秋　龍介
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1066番地１
債務者　岡山　忠彦
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０３号
福岡県うきは市浮羽町東隈上570番地15
債務者　熊谷　祐二
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目14番９号
債務者　進　孝一郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０５４号
福岡市東区八田４丁目７番8341号
債務者　岩坂明日香（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９８号
福岡市東区唐原５丁目７番５―302号
債務者　渡邉　満江
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２４号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117番地55
債務者　徳永　淳吾
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２５号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117番地55
債務者　徳永　厚子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部